

「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会  
ワーキンググループ（第10回）  
議事録

1. 開催日時：令和3年5月11日（火） 14：59～15：51
2. 場 所：WEB会議形式にて開催
3. 出席者：（敬称略）

（構成員）

森川 博之 東京大学大学院工学系研究科 教授（主査）  
大谷 和子 （株）日本総合研究所 執行役員  
熊谷 亮丸 （株）大和総研 副理事長 兼 専務取締役  
リサーチ本部長 チーフエコノミスト  
越塚 登 東京大学大学院情報学環 教授  
宍戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究所 教授  
田澤 由利 （株）テレワークマネジメント 代表取締役  
長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

（総務省）

竹村 晃一 大臣官房総括審議官（情報通信担当）  
辺見 聡 大臣官房審議官（情報流通行政担当）  
豊嶋 基暢 情報流通行政局 情報通信政策課長  
佐伯 宜昭 情報流通行政局 情報通信政策課 調査官  
前田京太郎 情報流通行政局 情報通信政策課 統括補佐  
岡本 健太 情報流通行政局 情報通信政策課 課長補佐

（オブザーバ）

一般社団法人日本経済団体連合会  
一般社団法人電気通信事業者協会  
一般社団法人日本IT団体連盟

内閣官房（IT総合戦略室）

#### 4. 開会

○森川主査

本日も皆様、先生方、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。これより「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会ワーキンググループの第10回会合を開催いたします。本日もオンラインでの会議とさせていただきます。

本日は栗飯原構成員、安念構成員、大橋構成員が御欠席と伺っております。

それではまず初めに、事務局からウェブ会議進行上の留意事項をお願いいたします。

○岡本課長補佐

事務局でございます。

構成員の皆様にウェブ会議の進行上の注意点を4点申し上げます。

1点目ですが、資料はウェブ会議の画面上に表示いたしますが、システム環境の問題などで資料共有ができない構成員の皆様には、PC等で別途開いていただいたファイルを御確認いただきますようお願いいたします。

2点目ですが、前回と同様に、議論の活性化のため、可能な限りカメラは常にオンにさせていただきますようお願いいたします。なお、ハウリングの防止等のため、発言時以外はマイクをそれぞれオフにさせていただきますようお願いいたします。

3点目ですが、意見交換などで構成員の皆様が発言を御希望される場合には、チャット欄にあらかじめその旨を書き込んでいただきますようお願いいたします。

4点目ですが、発言希望者につきましては、森川主査から順次御指名いただきますので、発言時にはマイクをオンにし、最初にお名前をおっしゃっていただいてから御発言いただきますようお願いいたします。

注意事項は以上になります。

#### 5. 議事

(1)「ポストコロナ」時代におけるテレワークの在り方検討タスクフォースの設置について

○森川主査

ありがとうございます。それでは議事に入ります。

今日は、お手元の議事次第にもありますが、報告書について先生方からいろいろな忌憚のない御意見を頂ければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それに先立って、前回のワーキンググループにおいて、テレワークに関する検討の場を設置することにつきまして皆様から御了承を頂いておりました。先日、その検討の場が開催されたとのことですので、資料1につきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

○佐伯調査官

事務局でございます。

ただいま森川主査から御説明いただきましたとおり、前回第9回のワーキンググループの最後に、テレワークの在り方について検討の場を新たに設けるということで伺っておりまして、4月30日にその第1回が開催されましたので、簡単に御紹介させていただきます。

資料1でございますが、背景・目的といたしましては、このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大への対応方策として多くの企業・団体がテレワークを実施した結果、テレワークは一部の企業・団体による特別な働き方から多くの企業・団体による日常的な働き方へと変化したところでございます。

他方で、短期間で急速に導入したことによって様々な課題が表面化したところでございますので、こうしたテレワークの位置づけが歴史的に転換されたことを踏まえて、今後の先の時代を見据えて日本が目指すべきテレワークの在り方を再整理し、その定着に向けて国や企業が取り組むべき事項について幅広く検討するというような形になっております。

主な検討事項でございますが、目指すべき日本型テレワークの在り方の再整理や、テレワークの導入・定着に向けたICTを活用した課題の解決方法、企業等の内発的な取組を促すための仕組みや既存施策の評価、それからそれらの評価を踏まえた今年度の施策の実施方針・目標等を検討することとされております。

簡単ではございますが、現状このようなタスクフォースが開催されておりますので、御報告させていただきます。

○森川主査

ありがとうございます。このタスクフォースにつきましては引き続き検討を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(2) 報告書(案)について

それでは本日の本題になります。資料2に、「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会の報告書(案)がございます。こちらは皆様方からいろいろな御意見を賜り

ましたものを事務局でまとめていただいたものでございますので、これについてまず御説明いただきますが、これにつきましてぜひこういったところが足りない、こうしたほうがいいのではないかな等の御意見を頂ければと思っております。この後は皆様方からいろいろな御意見を頂いて、それをまとめて親会に上げる形になりますので、最後、ワーキンググループのアウトプットとしての報告書に関して、先生方から改めていろいろな御意見、御示唆を賜われればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず事務局から御説明をお願いいたします。

#### ○佐伯調査官

事務局でございます。

ただいま森川主査より御説明いただきましたとおり、事務局から前回ワーキンググループで骨子案を示させていただいたところに、先生方から頂いた意見を反映して文章化したものを報告書形式にいたしましたので、そちらを説明させていただければと思います。資料2に基づきまして御説明させていただきます。

目次でございます。こちら、前回ワーキングからの変更点といたしましては、最初にインフラの話から始めるのではなくて、国民利用者目線を冒頭に出したほうがよいのではないかなというような御意見を頂きましたので、第2章の部分でございますが、「国民へのデジタル活用浸透に向けた支援強化」が冒頭に来ている形で、一部順序が入れ替わっているところに御留意いただければと存じます。

続きまして「はじめに」でございますが、こちら、今回の懇談会開催に当たっての背景を簡単に紹介する形とさせていただいております。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い人々の行動が制約される中、非接触・非対面での生活様式を可能とするデジタル活用の重要性が一層増大しており、今後も類似の感染症や大規模災害等の不測の事態が発生することに備えて、デジタル活用を推進することが我が国における優先課題となっているとしております。

一方、我が国は通信インフラについては世界最高水準にあるものの、活用面では諸外国に比べて後れを取り、企業等の生産性が低位にとどまる一因とされてきたとしております。今後はリモート化の進展により効率的な生活を実現するとともに、DXにより多様な価値を生み出し、国民一人一人の幸福な生活の実現や経済回復の原動力に資することが重要であるとしております。

また、新型コロナウイルス影響下の経済においてデジタル企業の存在感はさらに高まっ

ており、特に近年では技術の高度化とデータの多様化・大容量化によるDXの進展により、海外のデジタル企業がグローバル市場における存在感を高めている一方で、我が国の企業はグローバル市場でのプレゼンスが低下し、国際競争力の後退が顕著となってきています。また、様々な領域における経済安全保障が重要な課題となる中、デジタル機器・サービスのサプライチェーンリスクに対応する観点からも、我が国デジタル企業の競争力回復が求められるというところを背景に挙げさせていただいております。

以上の状況を踏まえて、今後の我が国のデジタル活用に関し、新たな日常の確立と経済再生・地域活性化の実現の観点から、昨年10月から本懇談会を開催し今般報告書を取りまとめたところであるとしております。

その上で、本報告書では、第1章で社会の変化とデジタル活用のニーズの高まりやその影響を踏まえたデジタル政策の方向性について整理・考察し、2章では関係する主体が実施すべき取組に着目した今後のデジタル政策の方向性を提示したとさせていただいております。

続きまして、第1章、検討の背景と現状でございます。

まず1.1の新型コロナの影響による社会の変化とデジタル活用です。先ほどの「はじめに」の繰り返しになりますが、非接触・非対面での生活様式を可能とするデジタルサービスの利用が様々な分野で急速に拡大しており、コロナを契機にこれらのデジタルサービスを利用し始めたユーザが多いことが判明しているということで、図のデータを引用しております。

一方で、企業が能動的にビジネスモデルを変化させることで利用が拡大したサービスや、産業で見ると医療やヘルスケア、学習、人材、エンターテインメント、コミュニケーション、小売分野等でそうした事例が確認されているということ、それから分野横断的に見ると新規の販路開拓を実現したり、サプライチェーンを効率化したり、ユーザ体験を向上したりするようなデジタルサービスが広がりつつあるというところを引用させていただいております。

その上で、次の4ページから5ページ目になりますが、今後コロナの影響が長引き、人々の行動変容が不可逆的なものとの見方がある中で、サービスが持続的に活用されるためには、利用者のリテラシーの向上、デジタルサービス自体の利便性の向上、それからサービスを支える情報通信インフラの充実などが必要となるとしております。

以上の状況を踏まえて、今後の目指すべき社会像に向けての検討を深めるために、本懇談

会においてはヒアリングを実施することによって、DXに関する意見や、インフラなどの情報通信環境に関する意見などを聴取したところでございます。また、そうしたヒアリング及び議論を通じて浮き彫りとなった我が国のデジタル活用における問題を踏まえて、今後のデジタル政策の基本的な方向性を整理するとさせていただきます。

続きまして1. 2、デジタル政策の方向性でございます。まず冒頭、昨年秋からのデジタル社会形成基本法制定に向けた検討でございますが、そこではデジタル化を目的ではなく手段として位置づけ、デジタル化によって多様な国民がニーズに合ったサービスを選択でき、国民一人一人の幸福に資する「誰一人取り残さない」「人に優しいデジタル化」を進めることとされていたところでございます。

本懇談会においては、こうした目的を共有しつつ、手段たるデジタル化についての現状の課題を認識した上で、今後の政策の方向性として、デジタル社会の構成員である主体を、企業や行政等からデジタルサービスを受ける一般利用者、デジタル技術を導入・活用する企業や行政等の組織、高度・安全なデジタル技術・インフラを開発・提供・維持するデジタル企業、これら3つに大別した上で、それぞれが取り組むべき方向性を検討してきたと整理させていただきます。

その上で、基本的な方向性といたしまして、(1) 若年層から高齢者まで全ての国民利用者によるデジタル活用(受容面)でございます。デジタル社会の実現は、全ての国民利用者がその利益を享受できることが前提となるということで、そのためには、国民の多様性を十分に理解し、その多様性から生じる課題に対応することが必要であるとしております。

一方で、コロナの拡大に伴い半ば強制的にデジタルサービスの活用が求められる状況で、こうしたデジタル技術・サービスが国民の多様性に対応できていないという課題が顕在化したところかと思えます。

次の6ページになりますが、今後、誰もが参画でき、包摂性・多様性のあるデジタル社会を形成するためには、安心・安全な情報環境や利用者の情報リテラシーの向上、全ての国民利用者が必要に応じたサービス等を活用できるための支援の仕組みの構築などを通じて、全ての国民利用者によるデジタル活用の浸透を実現することが必要であると整理しております。

続きまして(2) 企業・行政等におけるデジタル技術の導入(需要面)でございます。全ての国民利用者によるデジタル活用を進めるためには、サービスを提供する側の企業や行政等においても利用者のニーズに対応したデジタル活用を進める必要があるとしておりま

す。

一方で、我が国企業は海外企業に比べて後れを取っていることや、目的が効率化に偏重していることなどが課題として指摘されているところでございますし、また、利用方法が複雑でありサービスの種類が少ないこと、多様なニーズに対応するサービスの提供などが課題になっているところもございます。

こうした課題に対応するには、企業や行政等においても、効率化を追求するだけでなく、利用者に対して新たな価値を提供するDXを進める必要があります、そのためには新たな価値の創出の源泉となるデータの活用が重要であり、そうしたデータの活用や組織を超えたデータの連携・活用、またこれらを実現するための組織能力の向上等が必要であると整理しております。

続きまして次の7ページになりますが、(3) デジタル活用を支える情報通信基盤の充実と国際競争力の強化(供給面)に着目した整理でございます。こうしたオンラインでの活動が増加していることから、サイバー空間とフィジカル空間をつなぐ役割を果たすためのネット接続環境の重要性が以前にも増して高まっているところでございます。

一方で、光ファイバの整備は全国的な普及が進んでいるものの、地方部でのインフラの維持や、産業利用の可能性がある場所へのエリア展開、通信トラヒックの混雑緩和などの課題がいまだ残っているところでございます。また、様々な領域における経済安全保障や海外の巨大デジタル企業への富の集中が重要な課題となる中で、サプライチェーンリスクへの対応や我が国のデジタル企業の競争力強化が急務となっているところでございます。

これらの課題に対応するため、デジタル企業等が全ての利用者や組織のデジタル活用を支えるとともに、新たな需要をつくり出して我が国の経済再生や国際競争力の強化に努めることが必要であるとしております。

こうしたところから、デジタル活用による社会課題の解決と経済再生の実現を図るためには、これらの受容面・需要面・供給面に着目しつつ、①から⑤に分けておりますが、国民へのデジタル活用浸透に向けた支援強化、企業・行政等のデジタル変革の推進、安心・安全で信頼できるサイバー空間の確保、高度かつ強靱な情報通信環境の構築、それから最先端デジタル技術への戦略的投資の推進とグローバル連携の強化に一体的に取り組み、社会全体のDXを進めることが重要であるという形で整理させていただきまして、第2章の今後講ずべき取組につなげていっております。

8ページ目が、前回のワーキンググループで事務局から示させていただいた図を、その受

容面を上に出しつつ、お互いの側面の連携が見えるような形で若干手を加えているところ  
でございます。

続きまして9ページから第2章、今後講ずべき取組について説明させていただきます。

まず2. 1、国民へのデジタル活用浸透に向けた支援強化でございます。課題・背景とい  
たしましては、我が国の国民・社会全体がデジタルの恩恵を受けるためには、利用者自身の  
リテラシーを向上させることや、ユーザフレンドリーなデジタル環境を整備することによ  
って、社会全体のデジタル活用をより一層促進していくことが重要であるとしております。

そのためには、特に不安のある高齢者や障害者などへの対応について、企業や行政等と連  
携し、携帯ショップや郵便局など既存のリソースを効果的に活用しつつ、助言・相談の場を  
求める利用者に十分な支援が届けられるような社会全体での取組が求められるとしており  
ます。その際、誰もが年齢を重ねることを考慮して、ライフステージのそれぞれ段階におい  
て必要な支援が行われることが重要であるとしております。

また、高齢者だけではなく、若年層に対しても地域活動や学校教育と連動したデジタルリ  
テラシー教育の機会を確保していくことが必要であり、その際、若年層のデジタル能力を向  
上させることが、高齢者等に対するデジタル支援の担い手や企業・行政等に必要となるデジ  
タル人材の輩出にも資することに留意するべきであるとしております。

さらに、ネット上の違法・有害情報に接する機会が増大していることから、安心・安全な  
情報環境を整備するために偽情報等への対応も進めることが適切であるとしております。

こうした課題・背景に対する取組の方向性といったしまして、包括的なデジタル活用支援推  
進事業への取組、あるいは、10ページ、若年層向けのリテラシー施策のオンライン化・情  
報共有、それから若年層から高齢者へのデジタルリテラシー共有の仕組みの構築、あるいは  
偽情報・誤情報にだまされないためのリテラシー向上支援等の対策が求められるという形  
でまとめさせていただいております。

続きまして2. 2、企業・行政等のデジタル変革の推進でございます。課題でございます  
が、デジタル活用が進展するためには、各利用者が積極的に利用するようなサービスを企業  
や行政等が提供することが重要であると。そのためには、これらの組織が生産性向上を追求  
するのみならず、新たな価値を創出するDXを推進する必要があるとしております。

そのDXの源泉となるのはそれぞれの組織の活動に伴い取得・蓄積されるデータであり、  
組織内あるいは組織間での連携によりイノベーションを起こすことができる環境づくりが  
必要であるとしております。一方で、我が国ではDXのための人材がデジタル企業に偏在し

ていることもあって、企業や行政等の多くはこれらDXの推進をデジタル企業に依存する傾向があるとの指摘もあるところでございます。理想的にはおのこの企業がこうした人材を確保することが望ましいですが、現実的には中小企業や自治体まで人材が行き渡らない側面もあるため、現場を持つ組織とデジタル企業が連携し、こうした技術を実装・活用するための仕組みを構築することが必要となるとしております。

また、来たるべき5Gの時代には、その特性である超高速・多数同時接続・超低遅延といったものを最大限に活用したソリューションが可能となることを見据えて、ユーザである企業や行政等とデジタル企業が連携してベストプラクティスの共有を行うことができる仕組みを構築することも重要であるとしております。

さらに、様々な企業や行政等においてDXが進展するとデータの流通が活性化することが見込まれます。これを見据えて、デジタル空間での安心・安全を保障する仕組みを構築することが重要であるため、こうした取引を活性化するために必要となる、セキュリティと利便性のバランスの取れた身元確認の普及促進方策も求められるところでございます。

加えまして、先ほど冒頭少し御説明申し上げましたが、コロナ下でテレワークが急速に普及しているところもございまして、今後とも多様な働き方を実現するためには、それぞれの組織による自発的なテレワーク継続のために向けた息の長い取組が必要であるとしております。

こうした課題に対する取組の方向性といたしまして、11ページになりますが、データ連携を推進する取組や、企業・行政等におけるデジタル人材の確保、あるいはその具体的な方策を検討するための場が必要であるとしております。また3つ目、ローカル5Gの普及展開、それから12ページですが、eKYCの安全・信頼性の確保やeKYC活用のユースケースの拡大、5Gソリューションの共有の仕組みの構築、また、テレワーク定着に向けた検討の加速などが求められるという形で整理させていただいているところでございます。

続きまして、2.3、安心・安全で信頼できるサイバー空間の確保でございます。課題といたしましては、デジタル活用の増加に伴いまして不正アクセス、フィッシング、それからテレワーク環境を狙ったサイバー攻撃が複雑化・巧妙化しつつ増加しているところでありまして、実際に情報漏えい等の被害が発生するなど、サイバー空間におけるリスクが高まっているところでございます。こうした中、サイバーセキュリティの確保が引き続き重要となっているところでございます。

また、実際にこれらの必要な情報の流通の多くのやり取りが電気通信事業者の設置して

いるネットワークを通じて行われている中、こうしたネットワークに対してサイバー攻撃が行われると大規模な被害や社会的影響が生じるリスクが高まっているところでございます。こうした状況に対応するために必要な人材を確保することも急務となっているところでございます。

これらを受けた取組の方向性として、13ページでございますが、各種のセキュリティガイドライン等の普及促進や、あるいはサイバーセキュリティ情報の収集基盤や人材育成基盤の構築、それからネットワークの安全・信頼性確保のための電気通信事業者による積極的なセキュリティ対策の推進等が求められるという形で書かせていただいております。

続きまして、2.4、高度かつ強靱な情報通信環境の構築でございます。背景として、デジタル活用の増加に伴い、ネットにつながる環境の重要性が増す中、光ファイバや5G等のネットワークは国民生活や経済社会を支える極めて重要な基幹インフラとなっているという認識がございます。国民、企業、行政等あらゆるユーザのデジタル活用を促進するためには、いかなる状況・場所でも誰もが必要な時にネットを利用できる環境を構築することが必要としております。

一方で、ブロードバンドの整備状況の地域格差、それからネットの混雑、トラヒックの集中等のコネクティビティの確保に係る課題が、コロナ下におけるデジタル活用の増加に伴い顕在化しているところでございます。

14ページですが、今後はこうしたインフラを維持・更新する仕組みや、ネットを安定した品質・速度で使えるためのボトルネックの解消に向けた取組が必要となります。また、デジタル社会の実現のためには、その中枢基盤でありますネットワークが安心・安全で信頼され、継続的・安定的かつ確実・円滑に提供されることが不可欠であり、大規模災害やセキュリティ上のリスクに備えた強靱な環境の構築も求められるところでございます。加えて、我が国を取り巻く国際的な状況にも着目して、サプライチェーンリスクへの対応や、海底ケーブル・データセンター等も含めた安全で信頼性のあるデジタルインフラの整備や、我が国のデジタル企業の国際競争力強化にも留意する必要があるとしております。

これらに加えまして、5G等の新たなインフラが新しい需要を生み出す側面にも留意して、こうした情報通信基盤にデジタル企業が継続して投資を行い、新たな価値需要を喚起することも重要であるとしております。その際には、デジタル企業自らの視点のみならず、ユーザである企業や行政等も含めて産学官一体で取り組む視点が重要であるとしております。

また、地域の自由な発想に基づく事業に対しローカル5Gの柔軟な利用が可能となる環境整備や実証等が重要であるとの意見もございましたところ、デジタル企業はユーザであるこれら企業や行政等と連携してローカル5Gの普及促進にも取り組むことが求められるとしております。

こうした背景を受けまして、取組の方向性として、14ページから15ページにかけてでございますが、ブロードバンドの整備・維持、通信トラヒックの混雑緩和、IXの地域分散やデータセンターの最適配置、安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保、それから新たな需要を喚起する5Gの国内整備の推進等が求められるという形でまとめさせていただいております。

続きまして15ページ、最後になります。2.5、最先端デジタル技術への戦略的投資の推進とグローバル連携の強化でございます。背景として、今般コロナが蔓延しているわけですが、今後もグローバル規模での感染症や自然災害、サプライチェーンリスクなど予測困難な事象が発生するおそれもあることから、非常時でも平常時と変わらずに生活を送ることができるような、3密を回避しつつ社会経済活動を継続できる様々な手法を開発する必要があるとしております。

また、今後のデジタル活用の進展やインフラの普及に伴いまして、通信トラヒックの増大や消費電力の増大、それからデジタル空間での取引等の機微な情報通信が増加することが予想されるところでございます。こうした将来を見据えて、最先端のデジタル技術に対して戦略的に投資を行うことが重要であり、その際、限られたリソースを最大限活用するためにグローバルな連携を推進することも重要であるとしております。

一方で、我が国の社会経済活動を成長軌道に乗せるためには、我が国のデジタル企業の国際競争力を高め、技術やサービスの海外展開を推進することが重要であるとしております。また、世界的なデータ流通を促進していくためには、誰もがそれを自由に使いこなし、信頼できる形で行われることが求められるため、グローバルなルール形成や安全で信頼性の高いデジタルインフラネットワーク構築のための連携強化が求められているとしております。

16ページから17ページでございます。こうした背景を受けまして、取組の方向性として、基盤技術等の研究開発・投資及び戦略的な標準化・知的財産権の取得、最先端デジタル技術の開発・展開、5Gインフラ整備の成果を活用した国際展開、デジタルインフラ・ソリューションの海外展開やグローバル連携を通じたデジタル環境の整備、さらに17ページでございますが、データ流通に関する国際的な議論のリードなどが求められると

いう形でまとめさせていただいております。

これらをマッピングしておりますのが17ページの図6でございます。

18ページになります。「おわりに」という形でこの一言をまとめさせていただいております。新型コロナを契機として、なかなか進まなかった社会全体のデジタル活用はグローバル規模で一気に数年分加速したと言われております。こうしたデジタル活用の流れを止めないためには、国民利用者、企業・行政等、デジタル企業のそれぞれが現状の課題を把握し、各主体がそれぞれの目的に応じた取組を推進していく必要があるとしております。

また、本年9月には内閣に新たにデジタル庁が設置される予定でありまして、行政におけるデジタル変革の期待も高まっているところでございます。総務省には、デジタル庁をはじめとする関係府省とも連携しつつ、従来の縦割りを排し、政府一体となって我が国のデジタル活用の浸透に向けた取組を進めていくことが求められ、そのためにはこの2章で言及した今後講ずべき取組について迅速かつ継続的に検討を深めていくことを強く求めたいという形にさせていただいております。

以上、早口で恐縮でございますが、報告書について御説明させていただきました。よろしくお願いたします。

### (3) 意見交換

#### ○森川主査

ありがとうございます。

それでは意見交換に移りたいと思います。先ほどもお話しさせていただきましたが、この報告書案を親会に上げる前に、先生方にいろいろな御示唆、御意見を頂いた上で親会に上げていきたいと思いますので、ぜひ忌憚のない御意見等を頂ければと思っております。いかがでしょうか。

チャットでも御発言希望を入れていただいても構いませんし、トップバッターの先生は直接御発言いただいても構いません。いかがでしょうか。

#### ○越塚構成員

ではトップバッターをさせていただこうと思います。越塚でございます。

どうもおまとめいただきありがとうございます。前のドラフトもそうでしたが、短期間でまとめていただいて素晴らしいものになっていると思います。

それで僕は1点だけですが、最後のところ、従来の縦割りを排してというところがあると思いますが、やはり今回の議論を通して非常に重要だったのは、今のデジタルの政策の課題

は一つの省庁の中で閉じてはないことです。また総務省の中だったら総務省の中で局があり課がありといったときに、そこで閉じて出来るようなことではなくなっているというのが、この会の議論の中でも一つ重要なポイントだったと私は思います。

そういう意味では、その事を最後のところで触れていただいています、少し普通過ぎて、もう少しここを強調していただいてもいいと思います。書いてはいただいているのですが、これぐらい、一、二行はどこでも大体書いてあるので。そういう意味だと、この辺は本当に縦割りではなくて、省庁連携して、だからこそまたデジタル庁というものが今回できて、横串を刺すような組織もできて予算措置もなっていると思いますので、そのところをもうちょっと言葉を増やして強調した表現にさせていただけると良いと僕は思います。

以上です。

○森川主査

越塚構成員、ありがとうございます。それでは長田構成員、お願いできますか。

○長田構成員

長田です。ありがとうございます。

10ページの2.2、企業・行政等のデジタル変革の推進のところ、最初に課題・背景で、利用者が恩恵を感じて積極的に利用するようなサービスを提供することが重要とあるのですが、今回のコロナのワクチンの受付状況などを見ていると、その魅力あるサービスのユーザインターフェースがやはりきちんとできていないと受け入れられないのだなというのをつくづく思いましたので、利用する側、受容者側のデジタルリテラシーの程度に合わせた具体的な様々なサービスがやはり必要なのだなと実感しており、何かそういうことを一言書き足していただけると良いと思っています。

以上です。

○森川主査

ありがとうございます。

では森川から。1点だけなのですが、少し悩ましい事なので、これは反映していただくとかいただかないというものよりも、つぶやきのようなものになるので、先生方の御意見も頂きたいです。デジタル人材というのがありますが、デジタル人材って一体何なのかというところが人によって結構見方が違う場合もありますし、また、デジタル人材とはデータサイエンティストのような、何かすごい人なのだ、という雰囲気をお持ちの方もおられます。僕自身は、最先端のエンジニアだけがデジタル人材ではなくて、みんながデジタル人材なのだ

いうふうを持っていくという、そういう見方もいいのかなと思っています。

デジタル人材というのは多分いろいろなレベルがあって、例えば我々は今、エクセルやパワーポイントをみんな使っているわけですが、それも20年前はそんなものはみんな使えなかったわけです。が、それを使えるようになってきたので、最終的には例えば会社だったら組織全体、社員全体がデジタル人材というのがやはりDXを進めていく上においては必須だと思っています。なので、デジタル人材というものがあまりにも最先端っぽいような雰囲気にならないようにもしておくのも重要なのかなと思っています。ということで、もし何かうまいやり方があれば、そういう雰囲気も入れていただければというお願いです。ありがとうございます。

それでは大谷構成員、お願いします。

○大谷構成員

大谷でございます。ありがとうございます。今の森川主査の御発言についても賛同したいと思えます。

非常に細かい点で恐縮ですが、まとめていただいた資料の中で「安心・安全で信頼できるサイバー空間の確保」という記述がありまして、その中で現状認識としてサイバー攻撃などの実情を触れていただいているのですが、それについての取組の方向性について13ページの内容を見ていきますと、3つ目のところ、電気通信事業者のところ、ネットワークの安全性ということに特化して書かれており、ここはもちろんネットワークの安全性・信頼性も非常に重要なことではあるのですが、今現在起こっているサイバーセキュリティ上の課題はそういったネットワーク専門家だけではなく、社会全体のインフラに関わる、例えば電力や水道なども含めて、社会のありとあらゆる主体に対してサイバー攻撃がなされている状態かと思えます。個人の情報などを集めている医療機関であったり学校であったり、そういったところも当然セキュリティ攻撃の対象となるわけですが、やはりそういったデータの流通ということについての社会全体の萎縮を避けるためにも、安全性とか信頼性についてももう少し幅広く捉えたほうがいいのではないかと考えております。

ですので、書かれている内容に対する否定ではないのですけれども、もう少し広く、サイバーセキュリティ対策の担い手を拡大させていく方向で御記載いただければと思っております。

さらに15ページにも同じように通信サービス・ネットワークの安全性・信頼性について述べられているので、この記述を整理していただくことで、社会全体のものとインフラ回り

のことと分けて書いていただく方向もあり得るのではないかと考えております。

ひとまず以上でございます。

○森川主査

ありがとうございます。それでは田澤構成員、お願いいたします。

○田澤構成員

ありがとうございます。テレワークマネジメントの田澤です。このようないろいろな多岐にわたる内容をまとめていただいて本当にありがとうございます。

私の場合は、先ほどのデジタル人材の言葉の話がありましたけれども、デジタル企業というのはどう位置づければいいのか、というのは変ですが、昔からIT企業とかとよく言われるものがあり、その内ICT企業というケースもあり、それが実はここで言うデジタル企業とイコールなのか、それとも何か少し別の意味が込められているのか。もちろん最初のほうにこういうものがデジタル企業だと書いてはあるのですが、その辺が曖昧で、この文章を読んでいて思った点でございます。

それで一番のまとめが今後講ずべき取組という17ページの図6だと思い、私なりにこの図を眺めていて感じたのは、やはり黄色の受容面が少ないなということです。国民への浸透に向けた支援強化というのは、最終目的である国民が幸せになって経済がよくなるというところを見たときに、文章や今までの中ではともかく、この図では少し弱いなということを初めて感じたので。

ということを感じたのと、もう一つ、だからといって項目を増やすという話ではないのですが、数を増やすのではなくて何か書きぶりだけでももう少し積極的な印象になったらいいというのが、この全体を見て思ったことです。

それと似ていますが、テレワークに関しまして、タスクフォースをスタートさせていただいたこと、テレワークを推進する立場として非常にありがたいことで思っているのですが、この図だけで見たときに、テレワークは青いところの一番下のところに「テレワーク定着に向けた検討の加速」とあって、この図だけ見たときには検討の加速というのが非常に弱い感じが印象としてありました。

ですから、もちろんテレワーク定着に向けた検討を加速するためにタスクフォースを別途開いていただいたというのは本文にもあるのですが、そうでなくて、テレワークの定着をするということがここにある、そのために検討を加速するためのタスクフォースであるということであったとしたら、この一番大事なポストコロナのデジタル活用という報告書

においては、検討の加速というのはちょっと弱いように感じたということでございます。

私からは以上でございます。

○森川主査

ありがとうございます、田澤構成員。それでは宍戸構成員、お願いいたします。

○宍戸構成員

東京大学の宍戸でございます。

今の田澤構成員、それから森川主査の御発言に私も関連して、2.1をもう少し膨らませることができないかなと考えていたところです。

8ページの図5の基本的方向のイメージをお描きいただいて、これは私も申し上げた、黄色の受容面が先に来ないとおかしいのでは、という指摘を入れていただいて非常によかったと思います。そう思った上で、先ほど言ったような2.1の問題をつらつら考えていますと、黄色の受容面から青の需要面にかけて、また供給面にかけて、多様な利用者視点の提供という働きかけがあって、これはまさに非常に的確に書いていただいているものと思います。

が、今の報告書の中で、これに対応するような記述が非常に薄いようにも感じたところです。そこでもう少し考えてみますと、一方では企業や自治体の需要者の側から全ての国民利用者に対してデジタル活用のためにいろいろな価値を提供していくという部分もあるわけですが、さらに進んで、そのために利用者視点を受容面から、国民利用者から提供していくということ、もう少し進んで言うと、国民利用者の側がこういうものが欲しいということ発信していったり、企業や行政と共同してこういうサービスや価値をつくっていきこうと働きかけたりする部分が本来あるということではないかと思えます。それが、森川主査が先ほどおっしゃった全ての人が実はデジタル人材なのだという、広義のデジタル人材にもつながっているのではないかと思えます。

さらにもう一点きつい言い方をすると、これは需要面だけでなく供給面、いずれもそうですが、全ての国民利用者の側がそうやって企業・行政や、電気通信事業者を含めて、より質の高いサービスを選ぶ、要するに選別をする。ある意味でいうと、国民利用者が企業・行政や事業者を競争させ、そしていいものを選ぶ。そういう意識の高い、選別能力のある国民利用者だから、企業・行政もそれから事業者もデジタル化に向けてなお頑張るとするのが本来あるべき正のサイクルということになるのだらうと思えます。

今言ったような国民利用者像を念頭に置いて、そのような国民利用者が広義のデジタル

人材として、要するに賢い消費者として選択をしていき、また企業等や事業者と共同していくということが少しこの課題・背景に入ったり、そういう意味での賢いデジタル人材になっていくように人々をてこ入れしていくのだというのが取組の方向性のどこかに入ってくると、先ほど田澤構成員がおっしゃったようなことも一本筋が通ってくると思います。また、2.1の終わりに入っている「偽情報・誤情報に騙されないためのリテラシー向上支援」も、今のままだとちょっと浮いている感じがあるのですが、ぴったりはまってくることになるという印象を持ちましたので、意見として申し上げさせていただきます。

以上です。

○森川主査

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

事務局から何かございますか。

○佐伯調査官

ありがとうございます。

個別の御意見については一つ一つは回答差し控えますが、全てこの報告書の中に何らかの形で反映できればなと思っております。先生方がおっしゃるとおり、一部見え方の面や、ちょっとリンクする部分が足りない部分、そういうところがいろいろとあるように御示唆いただいたと思いますので、そちらはできれば修正していければと考えております。

○森川主査

ありがとうございます。先生方、ほかの方々からの御発言を受けて、何か追加でございませうか。あと、熊谷構成員やオブザーバの方から何か御意見はございますか。

では先生方からのいろいろな御意見を、あとはもう事務局に任せたということによろしいですか。事務局側は大丈夫そうですか。皆さんもよろしいですか。

今回がこのワーキングの実質最後になろうかと思っておりますので、最後、これも言っておきたい、伝えておきたいというのがあれば、ぜひお願いできればと思います。これを踏まえて報告書をブラッシュアップしていただいて、親会に提出していくプロセスになります。その後、パブコメで、報告書を親会で最終的にまとめていただく形になります。いかがですか。

それではよろしいですか。ありがとうございます。追加でまた後ほどお気づきの点等が出たら、ぜひ事務局にお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは今回の会合を含め、もう先生方には10回、ワーキンググループを開催してまいりました。本日の御意見も含めて、報告書につきましては必要に応じて修正を行って最終版

を作成し、懇談会に報告することにしたと思います。

つきましては、ここは重要なところなのですが、報告書につきまして修正に関しましては、最終的には主査である私に一任いただくということでよろしいですか。

ありがとうございます。それでは私の責任で報告書を、先生方から頂いたコメントも反映して親会に上げさせていただければと思っております。

それでは最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○岡本課長補佐

事務局でございます。

先ほど森川主査からございました追加の御意見、御質問がある場合には、今週の5月14日、金曜日をめどに事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。必要な修正につきましては、先ほど森川主査に御一任いただきましたので、本日頂きました御意見及び14日までにお送りいただく追加の御意見を踏まえて、取りまとめ案の修正を主査とともに行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

6. 閉会

○森川主査

ありがとうございます。

最後に全体を通じて皆様から何かございますか。よろしいですか。

それでは以上をもちまして第10回のワーキンググループを閉会とさせていただきます。このワーキンググループ、非常に幅の広い分野を取り上げて、先生方からもいろいろと多角的な御意見を頂きましたこと、私自身もとても刺激になりました。ありがとうございます。これにてワーキングは実質最終回となりますので、残念なことに皆様とは一度も対面でお会いすることができませんでしたが、そのうちまた対面でお会いできる機会がありましたら、またよろしく願いできればと思います。

それでは本日は本当にお忙しいところありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。